第7次長野市高齢者福祉計画・第6期長野市介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン21)の策定について

保健福祉部 介護保険課 高齢者福祉課

1 計画の概要

(1)計画策定の趣旨

老人福祉法及び介護保険法に基づき策定された現行計画(第6次長野市高齢者福祉計画・第5期長野市介護保険事業計画(あんしんいきいきプラン21)、以下「現行計画」という)は、法令により3年ごとに見直すこととされています。

現行計画の最終年度が平成 26 年度となっているため、地域の実情の変化や各種制度の改正等を踏まえ、新たに平成 27 年度を初年度とする (第7次長野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン 21)、以下「次期計画」という)を策定するものです。

(2)計画の位置づけ

次期計画は、老人福祉法(第 20 条の 8)に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法(第 117 条)に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、両計画を一体的に策定するものです。

基本理念を柱とし、その実現に向けた基本的な政策目標を定め、計画的な実現を目指すものです。

■第7次長野市高齢者福祉計画

長寿社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき方向性を定め、その実現に向って取り組むべき施策を明らかにすることを趣旨とする計画です。

■第6期長野市介護保険事業計画

介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための事業計画を策定するものです。 また、本計画に基づき、第1号被保険者の保険料額の算定を行うものとします。

(3)計画期間

平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの3か年間とします。

2 介護保険制度の見直しについて

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、今後、高齢化が進むと医療や介護を必要とする方が増加しますが、現在の医療・介護サービスの提供体制では十分対応できないと見込まれています。限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを確保していく必要があります。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、地域包括ケアシステムの構築等を図るため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」が平成 26 年 2 月に閣議決定され、国会に提出されています。公布日から順次段階を追って施行され、平成30年4月1日までには全ての事項について適用される予定です。法律案のうち、介護保険法に関する事項の概要は以下のとおりです。

■介護保険制度見直しの背景

- ① 人々の「できる限り住み慣れた地域で、最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送りたい」という 願いをかなえるには介護サービスだけでは不十分であり、介護・医療・住まい・生活支援・介護 予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指してきた。
- ② 「団塊の世代(1947 年から 1949 年生まれ)」が全て 75 歳以上となる 2025 年までの残り 10 年余りで、地域包括ケアシステムの構築を実現することが求められている。
- ③ 施行当初は全国平均 3,000 円を下回っていた介護保険料は、介護サービスの増加に伴って 既に 5,000 円程度となった。
- ④ 高齢化の進展やサービスの充実・機能強化を図っていく中で、2025(平成37)年度には8,200円程度になる見込みであり、介護保険制度の持続可能性を高めることも強く求められる。

■見直しの基本的な考え方

上記を背景として、今回の制度見直しの目的は2つ。

『地域包括ケアシステムの構築』『介護保険制度の持続可能性の確保』

I サービス提供体制 ■地域支援事業の充実(地域包括ケアシステムの構築に向けて)

■見直しの主な内容

の見直し	1. 在宅医療・介護連携の推進
『地域包括ケアシステ	2. 認知症施策の推進
ムの構築』	3. 地域ケア会議の推進
	4. 生活支援サービスの推進
	5. 介護予防の推進
	■重点化·効率化
	1. 予防給付の見直し(上記「地域支援事業の見直し」に伴う)
	2. 施設サービス等の見直し

Ⅱ費用負担の見直し

可能性の確保』

<mark>『介護保険制度の持続</mark> 2

1. 低所得者の1 号保険料の軽減強化等

2. 一定以上所得者の利用者負担の見直し

3. 補足給付の見直し(資産等の勘案)

2025 年を見据えた介護保険事業計画の策定

3 次期計画における主な見直し事項について

次期計画の策定にあたり、現時点で考えられる見直し事項及び検討方法について整理しました。今後、本案等に基づき具体的な検討を行った上で見直しを行っていくこととします。

(1)基本理念及び基本政策について

本計画を推進するにあたっての基本的な考え方およびその実現に向けた基本政策を検討します。

(現行計画の基本理念及び基本政策)

【基本理念】

自分らしく 元気で生きがいのある豊かな生活を送るとともに 介護が必要になっても安心して生活できる 明るい社会を共に築きましょう

【基本政策】

- ①積極的な社会活動参加支援
- ②地域包括ケア体制づくり
- ③介護予防の推進
- ④介護保険事業の適正な運営
- ⑤認知症サポート・高齢者虐待防止体制の充実

(2) 見直しの視点について

ア 高齢者福祉事業について

計画に掲載している高齢者福祉事業のうち、主に以下の事業について、現状及び 課題を分析するとともに、今後の方針について検討していきます。

- ・老人クラブの育成
- おでかけパスポート事業
- ・老人憩の家運営事業
- ・緊急通報システム設置事業
- ・在宅福祉介護料の支給事業
- ・在宅介護者リフレッシュ事業

(主な検討方法)

- 〇高齢者等一般調査
- 〇施策評価・計画シート

イ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について

予防給付の見直しに伴い、地域支援事業に移行する訪問、通所を含む「新しい介護予防・生活支援サービス」が、地域包括支援センターによるケアマネジメントに基づき、従来の予防給付と組み合わせたサービスの提供の仕組みについて、実施時期および実施方法の検討を行います。

(主な検討方法)

- 〇高齢者等実態調査 · 高齢者等一般調査
- 〇生活支援ソフトによる分析
- 〇グループインタビュー (地域包括支援センター)

ウ 在宅医療・介護の連携について

在宅医療・介護の連携推進を地域支援事業として位置づけ、全国で取り組まれて きたモデル事業の成果等を踏まえ、医師会との連携による取組等の推進について検 討します。

(主な検討方法)

〇グループインタビュー (ケアマネジャー、地域包括支援センター)

エ 介護サービス見込み量について

被保険者数及び要介護認定者数の推計、給付実績の推移、利用意向の変化、サービス提供事業者の参入意向等の要素を総合的に分析し、平成 27 年度から平成 29 年度の3か年分の介護サービスの見込み量を推計します。

(主な検討方法)

- 〇被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計
- 〇介護サービスの給付実績分析
- 〇介護サービス利用実態調査
- 〇国の見込み量推計ワークシートの活用
- 〇サービス提供事業者調査

オ 介護保険施設等の整備目標について

介護サービスの見込み量等を踏まえ、介護保険施設、地域密着型施設等の整備目標を設定します。

(主な検討方法)

- ○国の見込み量推計ワークシートの活用
- 〇サービス提供事業者調査
- 〇高齢者等実態調査・高齢者等一般調査

カ 介護保険料の設定について

第6期計画期間における介護保険料の設定に対する考え方および所得に応じた 利用者負担の考え方について検討します。

(主な検討方法)

〇保険料算定ワークシートの活用

別紙 1

キ 認知症施策について

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を目指し、認知症高齢者に対応したサービス提供や権利擁護の推進に加え、一人ひとりの状況に応じた適切なサポートにつなげる仕組みづくりや地域で安心して過ごすことができる場の提供等について検討します。

(主な検討方法)

- 〇高齢者等実態調査・高齢者等一般調査
- ○標準的な認知症ケアパスの検討・作成
- 〇サービス提供事業者調査
- ○グループインタビュー(ケアマネジャー、地域包括支援センター)

ク 地域ケア会議の機能強化について

多職種連携、地域のニーズや社会資源を的確に把握可能になり、地域課題への取り組みが推進され、高齢者が地域で生活しやすい環境を実現します。

ケ その他高齢者施策について

次期計画においても、高齢者が暮らしやすいまちを実現するために、高齢者福祉 事業・介護保険事業以外の高齢者を対象とした施策も含め、計画を策定していきま す。

別紙2のとおり

4 計画の策定体制について

別紙3のとおり

5 計画策定スケジュールについて

別紙4のとおり